

災害廃棄物処理に係る 高知県行動マニュアル ～アクションカード付き～

本編

1. 目的	1
2. 本マニュアルの位置づけ	2
3. 指揮命令系統と役割	3
4. 災害廃棄物処理に係る県の業務	5
5. 業務内容	7
I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	7
II 広域処理（県内）	15
III 広域処理（県外）	22
IV-1 災害廃棄物の処分対応（二次仮置場の設置）	26
IV-2 災害廃棄物の処分対応（処理受託）	32
V 関係機関との連絡調整、市町村支援	35

アクションカード

- ・総括責任者
- ・企画
- ・市町村支援
- ・広域調整
- ・関係機関調整
- ・現場対応
- ・総務
- ・広報

1. 目的

高知県（以下「県」という。）では、平成 20 年 4 月には災害に強い地域社会をつくることを目指した「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、平成 21 年 4 月には、この条例を実効性と具体性のあるものとするため、「高知県南海地震対策行動計画」（平成 21 年度～平成 26 年度）（以下「行動計画」という。）、「第 2 期南海トラフ地震対策行動計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 27 年度）を作成し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきた。また、平成 28 年 3 月にはこれまでの取り組みから見えてきた新たな課題に対応するため、今までの取り組みをさらにバージョンアップさせた「第 3 期南海トラフ地震対策行動計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 30 年度）を作成したところである。

去る平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする地震及び津波による災害（以下「東日本大震災」という。）では、膨大な災害廃棄物の発生量もさることながら、津波の被害による処理の困難性という大きな障壁が加わることにより、被災地域全体の災害廃棄物の処理完了までに、およそ 3 年の歳月を要し、被災地域の人々の生活基盤の復興に重大な影響を及ぼした。

県は、平成 26 年 9 月に南海トラフを震源とする巨大地震に伴う災害廃棄物処理の第一歩として「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」（以下「県計画 Ver. 1」という。）を策定した。また、県内市町村の災害廃棄物処理を支援するため、「市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き」、「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～」を作成した。

大規模災害発生時においては、県は市町村に対する情報提供、処理の支援、応援職員の派遣等の業務を行うことが求められる。発災時の緊迫した状況においても担当職員が速やかに対応する必要があり、また場合によっては、他の部署、他の自治体等の職員が災害廃棄物処理関連業務を行うことが想定される。

こうしたことから、災害廃棄物処理に向けて県の担当職員や応援職員が遅滞なく主体的に行動し、早期復興に繋がるよう、「災害廃棄物処理に係る高知県行動マニュアル～アクションカード付き～」（以下「本マニュアル」という。）として、高知県災害廃棄物処理チームにおける初動期等の具体的な行動内容をとりまとめた。

今後、本マニュアルを活用し、県の担当職員が発災後の災害廃棄物処理チームの行動を平時に理解しておくとともに、状況の変化、追加知見の取得に伴い内容を適宜見直し、発災後の行動指標として活用していくものである。

2. 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、高知県災害廃棄物処理計画を踏まえ、発災時における災害廃棄物処理チームの行動内容や対応の流れを明確に示し、大混乱が予想される初動期等において、高知県担当職員や応援職員の手助けを行うものである。

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等との関係を図1に示す。

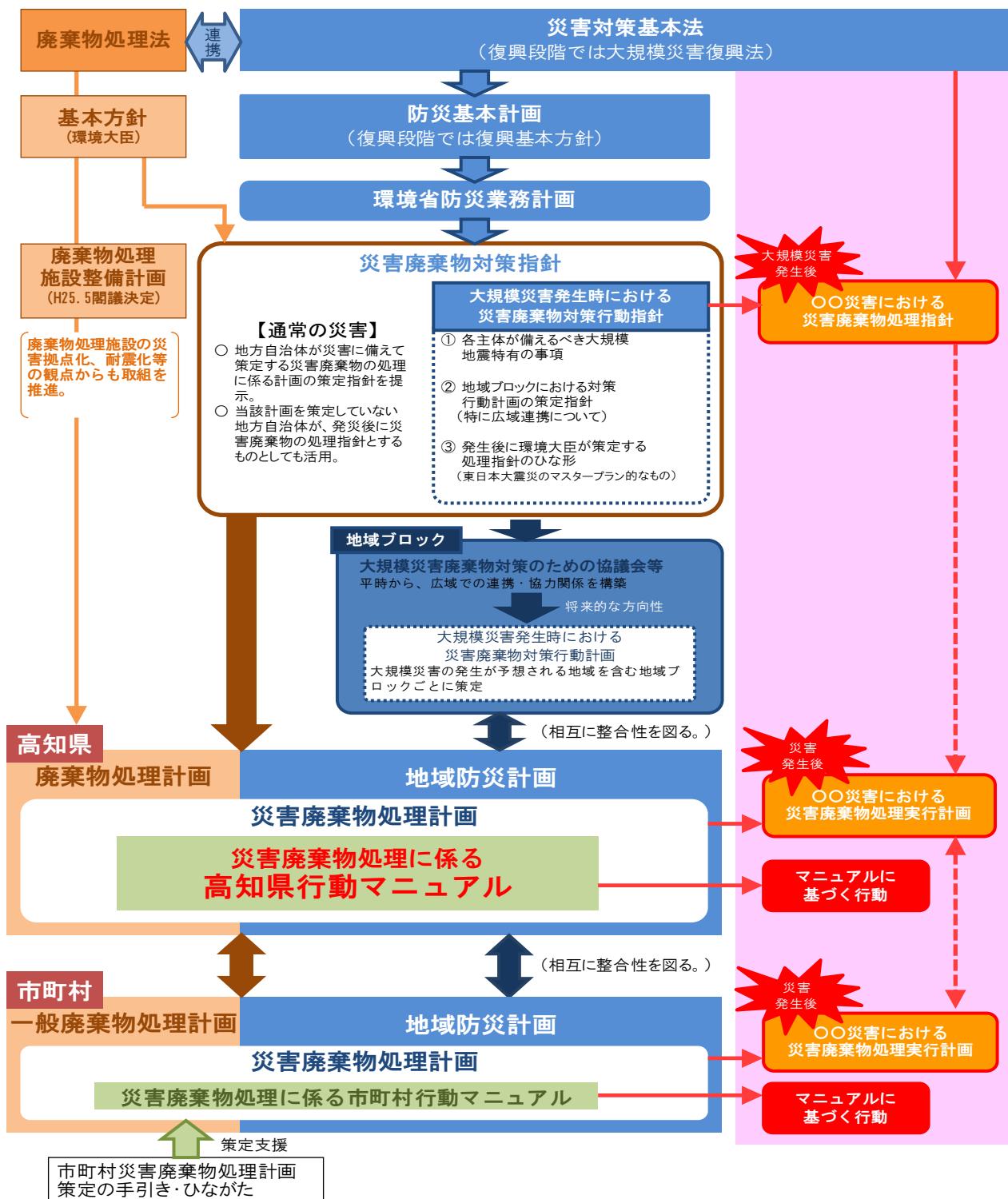


図1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

3. 指揮命令系統と役割

大規模災害が発生した場合、図 2 のとおり、高知県において、災害対策本部の下に「災害廃棄物処理チーム」を設置し、関係機関とともに災害廃棄物の処理体制を構築する。

「災害廃棄物処理チーム」については、指揮命令系統を確立するため、所属長等を「①総括責任者」とし、「②企画、③連絡調整、④現場対応、⑤総務、⑥広報」の役割を担う担当者を配置するものとする。

また、役割ごとの業務内容を表 1 に示す。

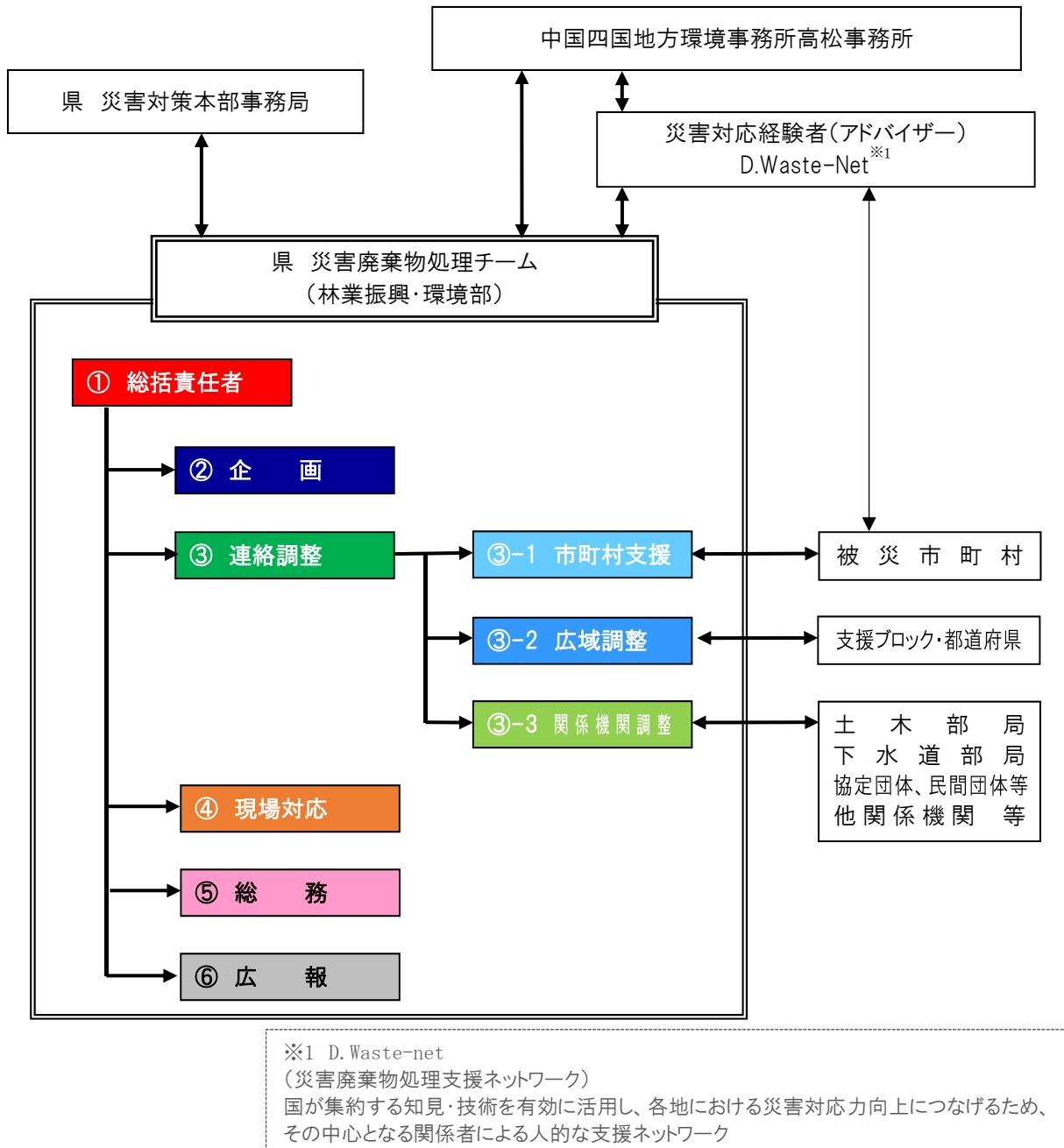


図 2 高知県の災害廃棄物処理体制

(県計画 ver. 1 から見直し)

災害廃棄物処理の各種対応は、原則として、企画が各役割から情報を集約・解析したうえで、総括責任者が方針を決定し、その後の対応を進める。対応を行った役割は、対応内容及び収集した情報を次対応の役割に伝達するとともに、企画・総括責任者に内容を報告し、チーム内で情報を共有する。次対応の役割は、実施しようとする内容を企画・総括責任者と共有したうえで、対応の検討を開始する。

表 1 災害廃棄物対策における役割と業務内容

役 割		業務内容
① 総 括 責 任 者		職員の安全確保及び安否確認（地域防災計画等に基づくため記載なし） 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
② 企 画		県内の情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し 市町村支援策の検討 広域処理に係る検討 災害廃棄物処理受託に係る検討
③ 連絡調整	③-1 市町村支援	中国四国地方環境事務所高松事務所、市町村との連絡調整 市町村の人員確保（労務管理） 仮設設備・車両等の資機材調達等
	③-2 広域調整	県内広域ブロック間、他都道府県との連絡調整、応援要請 ※県内広域ブロック内調整は幹事自治体を中心に県内広域ブロック内で実施する。
	③-3 関係機関調整	土木、下水道その他関係部署との調整 協定団体、民間団体、支援団体等への応援要請、連絡調整
④ 現 場 対 応		【事務委託の場合】 災害廃棄物の処理、再生利用、最終処分 二次仮置場の設置、運営管理 仮設焼却炉の設置、運営管理
⑤ 総 务		人員確保（労務管理） 資金の調達・管理（応急期・復旧期以降のため記載なし） 各種契約手続き（施設整備、運営業務・資機材調達等） 国庫補助、会計検査等の対応（応急期・復旧期以降のため記載なし。 必要資料は各役割の協力も必要） 物品等管理（平常時業務と同等のため記載なし）
⑥ 広 報		アスベスト、危険物等処理困難物に係る広報 市町村への通達・連絡 災害廃棄物処理に係る広報 二次仮置場に係る地元調整支援

4. 災害廃棄物処理に係る県の業務

発災後の災害廃棄物処理に関し、県は、被災市町村の求めに応じ、処理主体である市町村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、技術的支援や各種調整を行うものとする。

また、大規模災害時は、地方自治法に基づき被災市町村から要請を受けた場合は災害廃棄物の処理を実施する。

本マニュアルでは県の業務を表 2 の I ~ V のとおり整理する。

表 2 高知県行動マニュアルにおいて整理する県の業務

業 務	概 要
I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	・「総括責任者」、「企画」が県内全体の災害廃棄物処理の状況を確認したうえで、災害廃棄物処理に係る高知県としての処理方針及び処理の実施方法を記載した計画を策定する
II 広域処理（県内）	・県内広域ブロック間の災害廃棄物処理委託を行う ・市町村の独自対応が困難で、県による調整を要する
III 広域処理（県外）	・高知県外の市町村等へ災害廃棄物処理委託を行う ・市町村の独自対応が困難で、県による中国四国地方環境事務所高松事務所、他都道府県等との調整を要する
IV 災害廃棄物の処分対応	・市町村が独自で処理又は処理委託が困難な災害廃棄物について地方自治法に基づき被災自治体からの要請を受けた場合、県が災害廃棄物の処理・処分を行う ・二次仮置場の設置、運営管理を行う場合もある ・「総括責任者」、「企画」による全体調整のもと、複数の役割が綿密に連携して実施する
V 関係機関との連絡調整、市町村支援	・市町村が必要とする情報の提供、関係機関との連絡調整を速やかに行う ・他部署、中国四国地方環境事務所高松事務所、連携先等の民間事業者等の関係機関と連絡を取り、災害廃棄物処理の実施に必要な調整を行う ・関係機関によっては、市町村の独自対応が困難で、県による調整を要する場合がある ・市町村への人材派遣について調整する

発災後の I ~ V の災害廃棄物処理業務の概略フローを以下に示す。

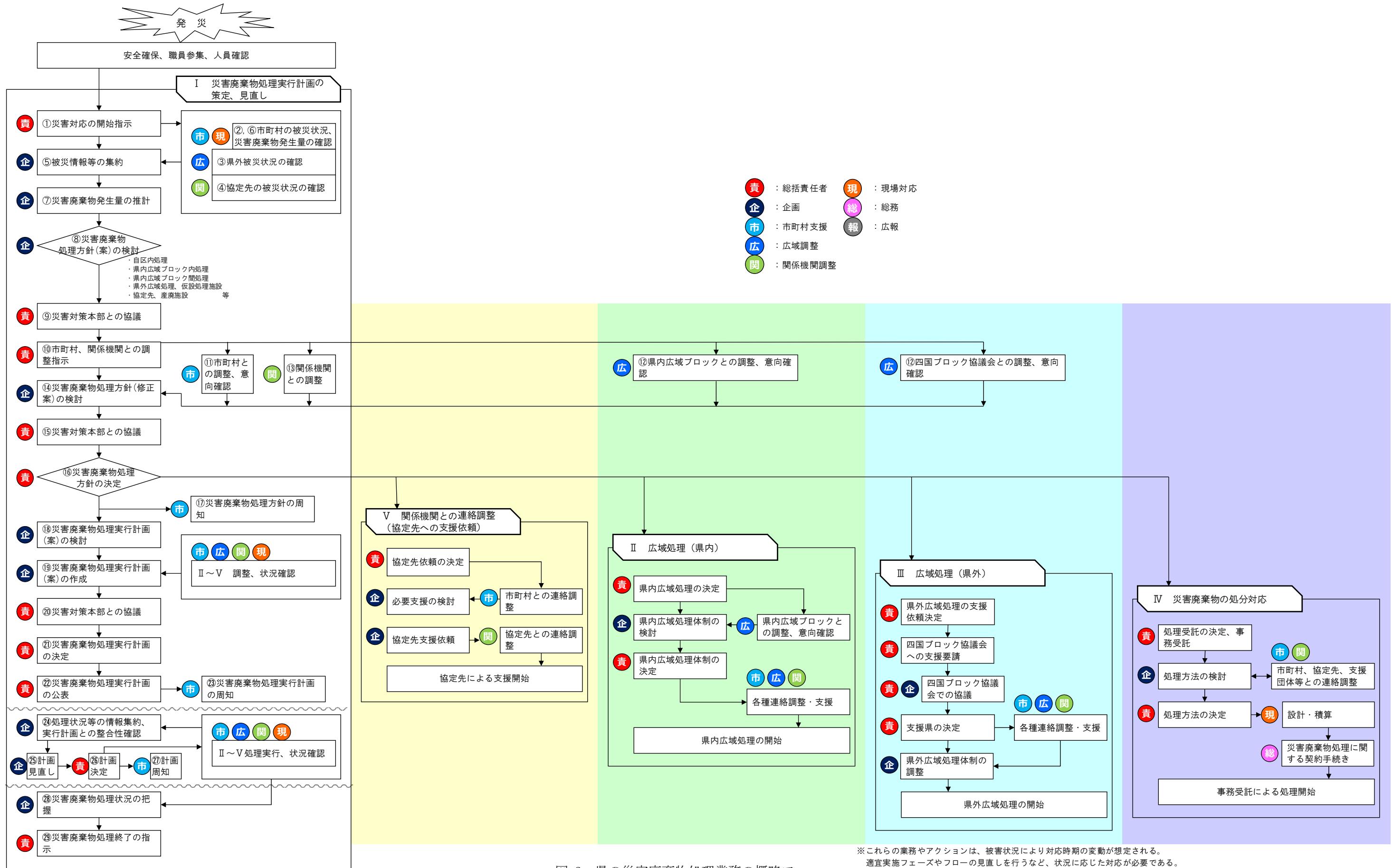


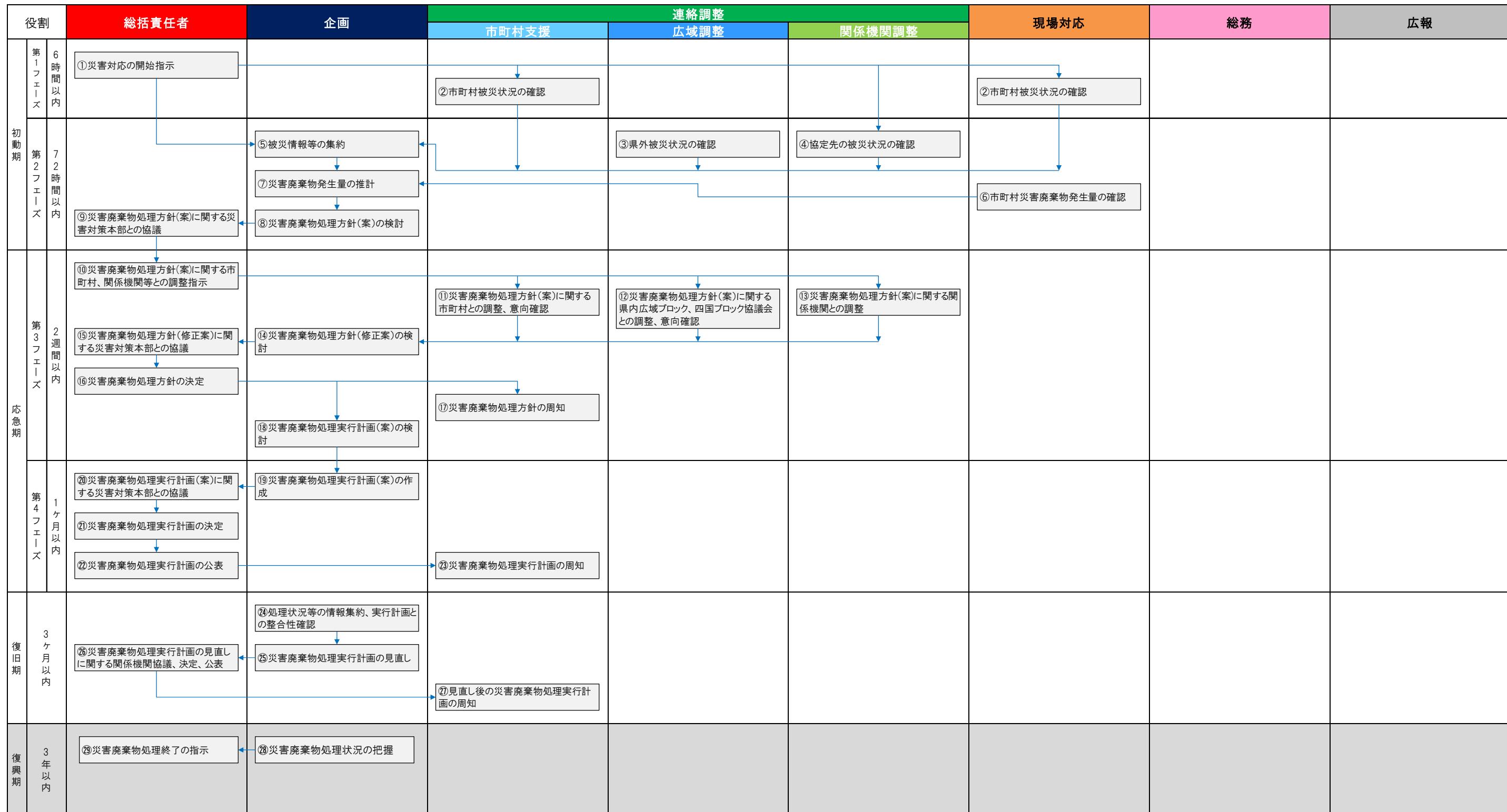
図 3 県の災害廃棄物処理業務の概略フロー

※これらの業務やアクションは、被害状況により対応時期の変動が想定される。
適宜実施フェーズやフローの見直しを行うなど、状況に応じた対応が必要である。

5. 業務内容

I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し

I-1 業務フロー



I-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
①	総括責任者	災害対応の開始指示	✓ 職員に対し災害廃棄物に係る災害対応開始を指示	発災後、高知県地域防災計画、動員計画に基づき各人の安全を確保、職員の参集、人員の確認を行ったのち、災害廃棄物に係る災害対応の開始を指示する。 参集する職員は「各機関の予め定める動員計画」(地域防災計画)に基づく。
②	市町村支援 現場対応	市町村被災状況の確認	✓ 市町村の被災状況の確認	市町村支援及び現場対応は互いに協力し、市町村の被災状況を確認する。 収集する情報 ・ 地域防災情報システムにより倒壊家屋数、道路状況等を把握。被災状況は最新データを確認 ・ 処理施設の状況等は市町村に電話等で確認 市町村担当者と連絡が取れない場合は、当該市町村に関する状況を企画から収集する。 現場に行く場合は総括責任者、企画を通じ災害対策本部と調整する。 県内広域 ブロックごとに対応を行う場合、ブロックごとに担当を決め、各ブロック担当が情報を収集する。
③	広域調整	県外被災状況の確認	✓ 四国ブロック内の他県の被災状況の確認	四国ブロック内の他県の被災状況について災害対策本部、中国四国地方環境事務所高松事務所から情報を収集する。
④	関係機関調整	協定先の被災状況の確認	✓ 協定先の被災状況の確認	予め災害廃棄物処理に係る協定を締結している団体等の被災状況を確認する。 協定先：V-2 災害時の支援受入に係る実施要領参照
⑤	企画	被災情報等の集約	✓ 市町村支援からの情報集約 ✓ 広域調整からの情報集約 ✓ 関係機関調整からの情報集約 ✓ 現場対応からの情報集約 ✓ 集約結果のチーム伝達 ✓ 集約結果の災害対策本部伝達	各役割が収集する市町村の被災、災害廃棄物、廃棄物処理施設の状況に関する情報、災害対策本部等からの情報を集約するとともに災害廃棄物処理チーム及び関係機関等に情報を共有する。
⑥	現場対応	市町村災害廃棄物発生量の確認	✓ 市町村の災害廃棄物発生状況の確認	市町村等で確認している災害廃棄物の発生量に関する情報を収集する。推計ができない市町村はその情報も併せて収集する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑦	企画	災害廃棄物発生量の推計	✓ 災害廃棄物発生量の推計	②で収集した被災状況の情報を基に災害廃棄物発生量の推計を行う。発生量の推計は「高知県災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。
⑧	企画	災害廃棄物処理方針(案)の検討	✓ 高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方の検討 ✓ 以下から処理方針を選択 ・市町村内処理 ・県内広域ブロック内処理 ・県内広域ブロック間処理 ・県外広域処理 ・事務受託 ・既存一般廃棄物処理施設の活用 ・民間施設の活用 ・二次仮置場の設置 ・その他	「高知県災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理の基本方針、国の災害廃棄物処理方針、市町村の被災状況、災害廃棄物発生量等を基に高知県の災害廃棄物処理に対する基本的な考え方を検討し、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討する。 処理方針では、 ・市町村内処理 ・県内広域ブロック内処理 ・県内広域ブロック間処理 ・県外広域処理 ・事務受託 ・既存一般廃棄物処理施設の活用 ・民間施設の活用 ・二次仮置場の設置 等の処理方法を明らかにする。 D.Waste-Net 等の支援がある場合は、処理方法について相談する。
⑨	総括責任者	災害廃棄物処理方針(案)に関する災害対策本部との協議	✓ 災害廃棄物処理方針(案)に関し災害対策本部と協議 ✓ 災害対策本部の対応方針との整合 ✓ 調整事項の明確化	災害廃棄物処理方針(案)に関し災害対策本部と協議を行い、災害対策本部の対応方針と整合を図り、関係機関等と調整が必要な事項を明らかにする。
⑩	総括責任者	災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村、関係機関等との調整指示	✓ 連絡調整の役割に対し、市町村、関係機関等との調整を指示	連絡調整の役割に対し、市町村、関係機関等との調整を指示する。また必要に応じ、広域調整に対し、県内広域ブロック別の状況の集約及び四国ブロックの状況の確認を指示する。
⑪	市町村支援	災害廃棄物処理方針(案)に関する市町村との調整、意向確認	✓ 市町村に災害廃棄物処理方針(案)を提示 ✓ 市町村の処理状況の確認 ✓ 災害廃棄物処理に対する市町村の意向の確認	災害廃棄物処理方針(案)を示し、市町村の処理の状況・災害廃棄物処理に関する市町村の意向を確認する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑫	広域調整	災害廃棄物処理方針(案)に関する県内広域ブロック、四国ブロック協議会との調整、意向確認	✓ 県内広域ブロックの処理状況の確認 ✓ 県内広域ブロックの災害廃棄物処理の支援に関する意向の確認 ✓ 四国ブロック協議会への災害廃棄物処理方針(案)の提示 ✓ 四国ブロックの処理状況の確認 ✓ 四国ブロック協議会の災害廃棄物処理の支援に関する意向の確認	災害廃棄物処理方針(案)を示し、県内広域ブロック、四国ブロックの処理の状況・災害廃棄物の支援に関する意向を確認する。
⑬	関係機関調整	災害廃棄物処理方針(案)に関する関係機関との調整	✓ 協定先への災害廃棄物処理方針(案)の提示 ✓ 協定先への協力の要請	災害廃棄物処理方針(案)を示し、協定締結団体等に対し協力を要請する。
⑭	企画	災害廃棄物処理方針(修正案)の検討	✓ 災害廃棄物処理方針(修正案)の検討	災害対策本部の対応方針、連絡調整の役割の調整結果等を基に災害廃棄物処理方針(修正案)を検討する。
⑮	総括責任者	災害廃棄物処理方針(修正案)に関する災害対策本部との協議	✓ 災害廃棄物処理方針(修正案)に関し災害対策本部と協議	災害廃棄物処理方針(修正案)について災害対策本部と協議する。
⑯	総括責任者	災害廃棄物処理方針の決定	✓ 災害廃棄物処理方針の決定	災害対策本部との協議を受け、災害廃棄物処理方針を決定する。
⑰	市町村支援	災害廃棄物処理方針の周知	✓ 市町村へ災害廃棄物処理方針を周知	市町村に対し、災害廃棄物処理方針を周知する。
⑱	企画	災害廃棄物処理実行計画(案)の検討	✓ 災害廃棄物処理実行計画(案)の検討	決定した災害廃棄物処理方針を基に実行計画(案)を検討する。 I-3 参照 県内広域ブロックごとに対応が異なる場合は必要に応じてそれぞれの計画を作成
⑲	企画	災害廃棄物処理実行計画(案)の作成	✓ 災害廃棄物処理実行計画(案)の作成	各種情報、調整状況を反映させ、災害廃棄物処理実行計画(案)を作成する。
⑳	総括責任者	災害廃棄物処理実行計画(案)に関する災害対策本部との協議	✓ 災害廃棄物処理実行計画(案)に関し災害対策本部と協議	企画が作成した災害廃棄物処理実行計画(案)について災害対策本部と協議する。 必要に応じて中国四国地方環境事務所高松事務所等へ内容の照会を行う。
㉑	総括責任者	災害廃棄物処理実行計画の決定	✓ 災害廃棄物処理実行計画の決定	災害対策本部との協議を受け、災害廃棄物処理実行計画を決定する。
㉒	総括責任者	災害廃棄物処理実行計画の公表	✓ 決定した災害廃棄物処理実行計画の公表	決定した災害廃棄物処理実行計画を公表する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
㉓	市町村支援	災害廃棄物処理実行計画の周知	✓ 市町村へ災害廃棄物処理実行計画を周知	市町村に対し、災害廃棄物処理実行計画を周知する。
㉔	企画	処理状況等の情報集約、実行計画との整合性確認	✓ 各役割からの情報の集約 ✓ 実行計画との整合性の確認	各役割から報告された情報を集約し、実行計画との整合性を確認する。
㉕	企画	災害廃棄物処理実行計画の見直し	✓ 以下の状況が確認された場合、実行計画を見直し ・処理状況と実行計画に相違が生じたとき ・新たな処理方法を採用することが適切と判断されたとき ・上位計画（国の方針、復興計画等）が見直されたとき ・その他	処理の進捗状況、関係機関等との調整結果に基づき、処理状況と実行計画に相違が生じたとき、新たな処理方法を採用することが適切と判断されたとき、上位計画（国の方針、復興計画等）が見直されたときなどに実行計画を見直す。
㉖	総括責任者	災害廃棄物処理実行計画の見直しに関する関係機関協議、決定、公表	✓ 見直した災害廃棄物処理実行計画について関係機関と協議 ✓ 見直した災害廃棄物処理実行計画の決定 ✓ 見直した災害廃棄物処理実行計画の公表	企画が見直した災害廃棄物処理実行計画について関係機関と協議し、決定・公表する。
㉗	市町村支援	見直し後の災害廃棄物処理実行計画の周知	✓ 市町村へ見直し後の災害廃棄物処理実行計画を周知	市町村に対し、見直し後の災害廃棄物処理実行計画を周知する。
㉘	企画	災害廃棄物処理状況の把握	✓ 各役割からの情報を集約 ✓ 災害廃棄物処理進捗状況の把握 ✓ 総括責任者へ状況を報告 ✓ 終了見込み時期を総括責任者へ報告	各役割から報告された情報を集約し、災害廃棄物処理進捗状況を把握する。 終了が近づいてきたと判断された場合は総括責任者へ報告する。
㉙	総括責任者	災害廃棄物処理終了の指示	✓ 企画からの報告をもとに終了の判断を行う	処理の進捗に応じて、各対応の終了を指示する。

I-3 災害廃棄物処理実行計画の記載内容

構成例－1 ※熊本県 実行計画（第2版）目次より

第1章 被災の状況

第2章 基本方針

- 1 基本方針の位置付け
- 2 処理の対象
- 3 処理主体
- 4 災害廃棄物の発生量推計
- 5 処理期間
- 6 処理方法
- 7 財源

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 損壊家屋等の公費解体

- 1 市町村別の公費解体の進捗状況
- 2 公費解体計画
- 3 推進体制の整備等及び加速化対策

第2節 災害廃棄物の発生推計量

- 1 市町村別の発生推計量
- 2 種類別の発生推計量
- 3 処理状況

第3節 災害廃棄物処理の基本的事項

- 1 役割分担
- 2 県の推進体制
- 3 処理方法
 - (1) 処理フロー
 - (2) 仮置場の設置及び管理
 - (3) 再生利用と減量化
 - (4) 焼却処理
 - (5) 最終処分
 - (6) 処理困難物等の処理
- 4 災害廃棄物処理の財源

第4節 県内処理と広域処理

- 1 県内の廃棄物処理施設の処理能力
- 2 広域処理の必要性
- 3 県内処理と広域処理

第5節 事務の委託

- 1 趣旨
- 2 受託対象市町村
- 3 事務委託の範囲
- 4 二次仮置場
 - (1) 概要
 - (2) 処理
 - (3) 周辺環境対策

第6節 処理スケジュール

第7節 進捗管理及び見直し

構成例－2 ※岩手県 詳細計画（第二改訂）目次より

- 1 詳細計画の基本的考え方
 - 1.1 基本方針
 - 1.2 詳細計画の特徴
 - 1.3 県への委託状況及び財源
- 2 災害廃棄物の種類及び推計量
 - 2.1 災害廃棄物の種類
 - 2.2 災害廃棄物の推計量
- 3 平成 23 年度及び 24 年度の災害廃棄物処理の状況
 - 3.1 災害廃棄物処理の経過
 - 3.2 災害廃棄物処理の状況
- 4 災害廃棄物処理の概要と見通し
 - 4.1 災害廃棄物の処理の流れ
 - 4.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー
 - 4.3 処理の進め方
- 5 処理方法の具体的な内容
 - 5.1 全体工程
 - 5.2 解体・撤去
 - 5.3 一次仮置場
 - 5.4 二次仮置場
 - 5.5 処理・処分
 - 5.6 運搬
- 6 安全対策及び不測の事態への対応計画
 - 6.1 安全・作業環境管理
 - 6.2 リスク管理
 - 6.3 健康被害を防止するための作業環境管理
 - 6.4 周辺環境対策
 - 6.5 PCB 廃棄物等の保管処理方法
 - 6.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法等
- 7 復興資材としての利活用
 - 7.1 復興資材としての利活用
 - 7.2 復興資材化の進め方
- 8 仮置場の原状回復
 - 8.1 各市町村の仮置場
 - 8.2 跡地利用を踏まえた環境レベル
 - 8.3 市町村における仮置場の原状回復
- 9 計画の管理
 - 9.1 災害廃棄物処理量の管理
 - 9.2 情報の公開
 - 9.3 市町村等関係機関との情報共有
 - 9.4 処理完了の確認
- 10 処理の課題と対応の方向性

構成例－3 ※宮城県 実行計画（最終版）目次より

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨

1. はじめに
2. 災害廃棄物処理の基本方針

第2章 被災状況と災害廃棄物の推計量

1. 被災状況
2. 災害廃棄物の推計量

第3章 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の処理における留意事項
2. 県が実施する二次仮置き場以降の処理

第4章 各ブロック・処理区の処理計画

1. 廃棄物の処理方法
2. 気仙沼ブロック（気仙沼処理区）
3. 気仙沼ブロック（南三陸処理区）
4. 石巻ブロック
5. 宮城東部ブロック
6. 亘理名取ブロック（名取処理区）
7. 亘理名取ブロック（岩沼処理区）
8. 亘理名取ブロック（亘理処理区）
9. 亘理名取ブロック（山元処理区）

第5章 災害廃棄物処理の円滑化に向けた取組等

1. 県内処理拡大の取組
2. 広域処理
3. マテリアルバランス
4. 月別の処理進捗率

I-4 実行計画見直しの契機

災害の状況は日々刻々と変わることが想定され、処理の進行状況も多様な要因により影響を受ける。実行計画は必要に応じて見直しを行い、早期の処理完了を目指すものとする。

見直しの契機

- ・被害の見直しがあったとき（災害廃棄物推計量に変更が生じたとき）
- ・処理の進捗状況と計画にずれが生じたとき
- ・二次仮置き場に係る計画が定まったとき
- ・新たな処理方法を採用することが適切と判断されたとき
- ・定期的な見直し（3か月、半年、1年）

II 広域処理（県内）

II-1 業務フロー



: I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

II-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
①	企画	県内広域処理の検討	✓ 処理方針を決定	I -⑧により、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>県内広域処理が適切であると導かれる。</u> 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性もある。
②	総括責任者	市町村、県内広域ブロック、関係機関との調整指示	✓ 市町村との調整の指示 ✓ 協定先との調整の指示	県内広域処理に関し、市町村、県内広域ブロック幹事自治体、協定先等との調整、意向確認を行うことを指示する。
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	✓ 自区内処理の可否の確認 ✓ 自区外処理の意向確認	市町村に対し、自区内処理の可否、自区外処理、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、自区外処理を希望する災害廃棄物の種類・量、受入可能な災害廃棄物の種類・量等を確認する。
④	広域調整	県内広域ブロックとの調整、意向確認	✓ 県内広域ブロック幹事自治体との連絡調整 ✓ 県内広域ブロックごとの調整結果を企画に報告	県内広域ブロック幹事自治体を通じて、ブロック内処理の可否、他ブロックでの処理、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、他ブロックの災害廃棄物の受入に対する意向、自区外処理を希望する災害廃棄物の種類・量、受入可能な災害廃棄物の種類・量等を確認する。
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入条件の確認	✓ 協定内容の履行可否の確認	県内広域処理を行うために必要な収集・運搬、処理、用役調達に関する協定先の対応能力、受入条件は事前に調整しておく。 発災後は協定内容の履行が可能か確認する。 必要に応じて協定内容以外の協力を要請していく。
⑥	企画	県内広域処理の実現可能性の検討	✓ 県内広域処理の検討 ✓ 対象災害廃棄物、量の検討	市町村、県内広域ブロック、協定先等の状況、調整結果、意向等を受けて、県内広域処理が実現可能か検討する。
⑦	総括責任者	災害対策本部との協議	✓ 災害対策本部と協議	県内広域処理に関し、災害対策本部と協議する。
⑧	総括責任者	県内広域処理の決定	✓ 県内広域処理方針の決定	災害対策本部との協議を受け、県内広域処理を決定する。
⑨	市町村支援	県内広域処理の周知	✓ 県内広域処理方針を市町村へ周知	災害廃棄物の県内広域処理の実施について市町村に周知する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑩	広域調整	県内広域ブロック別の委託希望、受託可能状況の確認	✓ 処理委託希望内容、対象量の確認 ✓ 処理受託可能内容、対象量の確認	県内広域ブロック別に委託希望内容、支援可能内容（災害廃棄物の種類・量等）を確認する。
⑪	企画	県内広域処理体制の詳細の検討	✓ 県内広域ブロックごとに受援内容、支援内容を検討	県内広域ブロックの意向、災害廃棄物発生量等を基に受援ブロック、支援ブロック、支援内容等を検討する。
⑫	総括責任者	県内広域処理体制の詳細の決定	✓ 県内広域処理体制の詳細を決定	受援ブロック、支援ブロック、支援内容等を決定する。
⑬	総括責任者	県内広域処理の地方環境事務所への報告	✓ 県内広域処理の内容等を中国四国地方環境事務所高松事務所へ報告	県内広域処理の体制、内容等を中国四国地方環境事務所高松事務所へ報告する。
⑭	広域調整	受入条件の確認、調整	✓ 支援ブロックへの支援内容・受け入れ条件の確認 ✓ 受援ブロックへの受入条件等の提示	支援ブロックに対し、性状や量、搬入時期、搬入方法等の詳細な災害廃棄物受入条件を確認し、受援ブロックに対しては、受入条件を提示する。 受入条件は具体的な内容が分かること、被災市町村が対応可能なものである必要がある。
⑮	関係機関調整	収集・運搬に係る協定先との調整	✓ 協定先と災害廃棄物の収集・運搬の実施方法を調整	災害廃棄物の収集・運搬に係る協定先に対し、受援ブロックから支援ブロックへの災害廃棄物の運搬の実施方法について調整する。 受援ブロック内の一次仮置場に集積された災害廃棄物を運搬する。
⑯	関係機関調整	用役に係る協定先との調整	✓ 用役に係る協定先とガソリン等の調達の内容の調整	収集・運搬に係る協定先から要請があった場合、ブロック間移動に必要なガソリン等の調達について、用役に係る協定先と調整する。
⑰	市町村支援	域外一般廃棄物搬入に係る事前協議の支援	✓ 市町村間の事前協議の調整	廃棄物処理法施行令第4条第9項により、災害廃棄物処理を委託する市町村は、委託先の施設がある市町村に対し、必要事項を通知する必要があり、場合によっては手続き内容を条例等で規定している市町村がある。適宜県が当該手続きを支援する。 (高知市一般廃棄物処理指導要綱第4条 等)
⑱	市町村支援	支援市町村内住民説明会の支援	✓ 支援内容の提示・回覧 ✓ 住民説明会の開催	災害廃棄物を受け入れる施設の周辺住民等に対し、施設が立地する市町村が説明会を行う場合にその支援を行う。 支援内容については施設が立地する市町村と協議する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑯	市町村支援	受入条件遵守に向けた支援	✓ 受援市町村に対する品質調整方法の助言 ✓ 支援市町村との受入内容の調整補助	支援ブロックが提示する受入条件を満たすために必要な対応(○○cm以下に破碎する、金属の混入がないよう選別する等)に対して必要設備、対応方法等の助言を行う。
⑰	広域調整	災害廃棄物の種類、量等の調整	✓ 受援市町村と支援市町村の調整の補助 ✓ 具体的な搬出計画の確認	受援ブロックから支援ブロックに搬出される災害廃棄物について、具体的な搬出方法（いつ、なにを、どのくらい、どうやって処理するか～等）を調整する。
㉑	広域調整	県内広域処理の開始	✓ 県内広域処理の開始	調整結果に基づき、県内広域処理を開始する。
㉒	広域調整	県内広域処理の連絡調整	✓ 県内広域処理の進捗状況の把握 ✓ ブロック間の連絡調整	県内広域処理の進捗状況の把握、ブロック間の連絡調整を行う。
㉓	広報	県内広域処理に係る広報	✓ HP等での県内広域処理進捗状況の公開	県内広域処理に関する広報を必要に応じて行う。広報は災害対策本部の方針に従う。

(参考)

廃棄物処理法施行令第4条第9項

第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

- (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
 - (2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあっては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）
 - (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - (4) 処分又は再生を開始する年月日
- ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

高知市一般廃棄物処理指導要綱第4条

(市域外一般廃棄物処理(受託)の協議)

第4条 高知市域外で排出された一般廃棄物(以下「市域外一般廃棄物」という。)は、高知市域内においてこれを処理することはできない。ただし、事業者等が市域外一般廃棄物処理(受託)協議(通知)書(第1号様式。以下「協議書」という。)を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、事業者等が他市町村のときは、協議書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づく通知に代えるものとする。
- 3 第1項ただし書に規定する市長の承認期間は、1年を限度とする。

II-3 市町村間・県内広域ブロック間の共通処理方針案

(1) 既存施設における処理の優先順位

既存施設における処理は以下の優先順位で実施することを原則とする。

- ① 市町村の保有施設
 - ・当該市町村→県内広域ブロック内
- ② 一部事務組合の保有施設
 - ・発生量を基に構成市町村における処理終了時期が同一となるよう按分して処理
- ③ 産業廃棄物処理施設（セメント工場除く）
 - ・地元市町村→県内広域ブロック内→他ブロック
- ④ セメント工場
 - ・立地市の地元地域周辺→立地市を含む県内広域ブロック内→他ブロック
- ⑤ その他
 - ・被害状況が甚大な地域の処理は別途協議

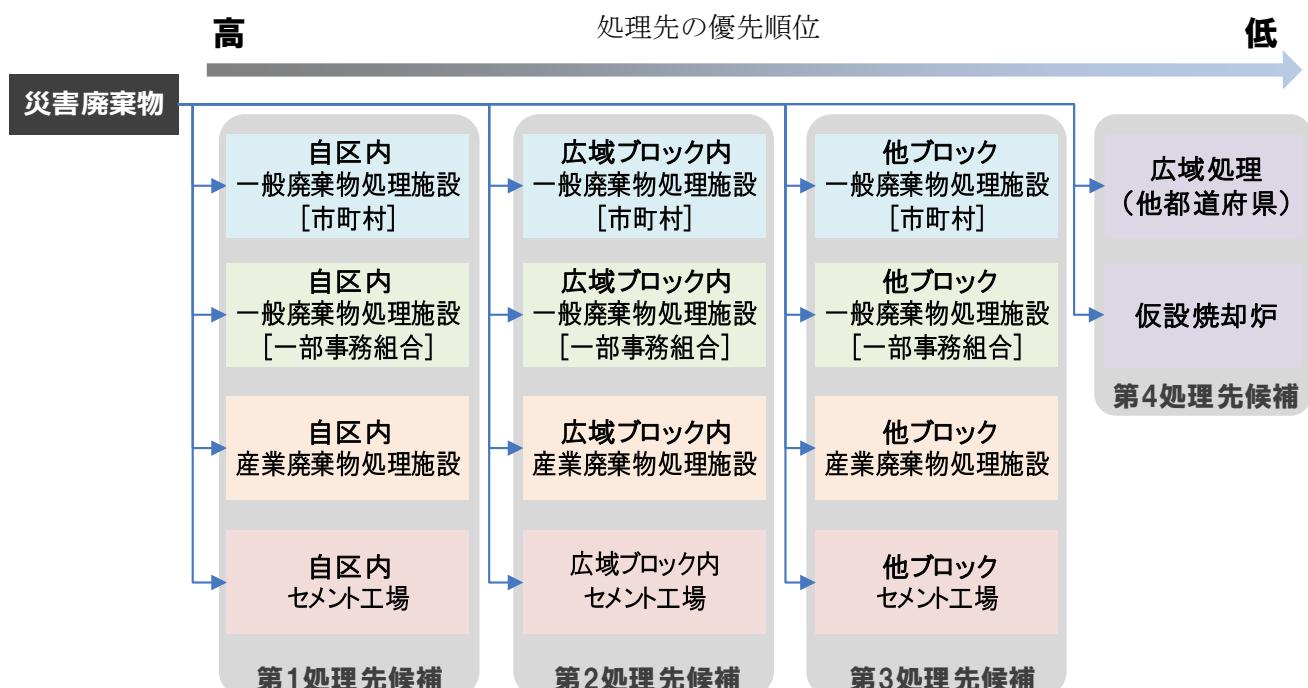


図 4 災害廃棄物の処理先と優先順位のイメージ

(2) 仮置場の設置・運用

①一次仮置場

- ・市町村単位で設置（県計画 Ver. 1P8 参照）
- ・候補地は、公有地を基本とし、平時に候補地をリストアップ
- ・仮置場面積が不足する場合は、民有地やごみステーションの利用も含めた自区内での対応を検討

② 二次仮置場

- ・ブロック単位で設置（県計画 Ver. 1P8 参照）
- ・候補地は、公有地を基本とし、平時に候補地をリストアップ
- ・ブロック毎の災害廃棄物発生量から必要な二次仮置場面積を算出
- ・立地箇所周辺地域の災害廃棄物を優先的に受入
- ・発生量をもとに処理終了時期が同一となるよう按分して受入

（3）最終処分場の運用

- ・立地箇所周辺地域の災害廃棄物を優先的に受入
- ・同一ブロック内の焼却施設からの焼却灰の受入も考慮
- ・発生量をもとに処理終了時期が同一となるよう按分して受入
- ・最終処分場への不燃物等の受入は既存施設の利用を優先し、必要に応じて埋立計画よりも前倒しで災害廃棄物の受入を実施
- ・産業廃棄物最終処分場の利用についても検討
- ・県内同一ブロック及び他ブロックでも処理能力が不足する場合は、県を通じて県外での広域処理を検討

（4）再生利用先の検討

- ・立地箇所周辺地域の再生資材を優先的に引き渡し
- ・県内同一ブロック及び他ブロックでも再生利用先が不足する場合は、県を通じて県外での広域処理を検討
- ・土砂や再生碎石等の復興資材は利用先とのマッチングを検討のうえで保管場所を検討
- ・金属くず及び柱材角材は、仮置場で選別を行った後に、リサイクル対応が可能な県内の民間事業者へ有価物として売却
- ・復興資材は主に盛土等の土木工事に用いられるため、国土交通省や県・市町村の土木部局と調整し、利用のマッチングを考慮したうえで処理

（5）仮設焼却炉の設置・運用

- ・L2 の場合は仮設焼却炉の不足が懸念されるため、複数の県内広域ブロック又は県内全体において仮設焼却炉を設置・運営
- ・仮設焼却炉における処理は、県内広域ブロック内の災害廃棄物の処理可能量をもとに按分して処理

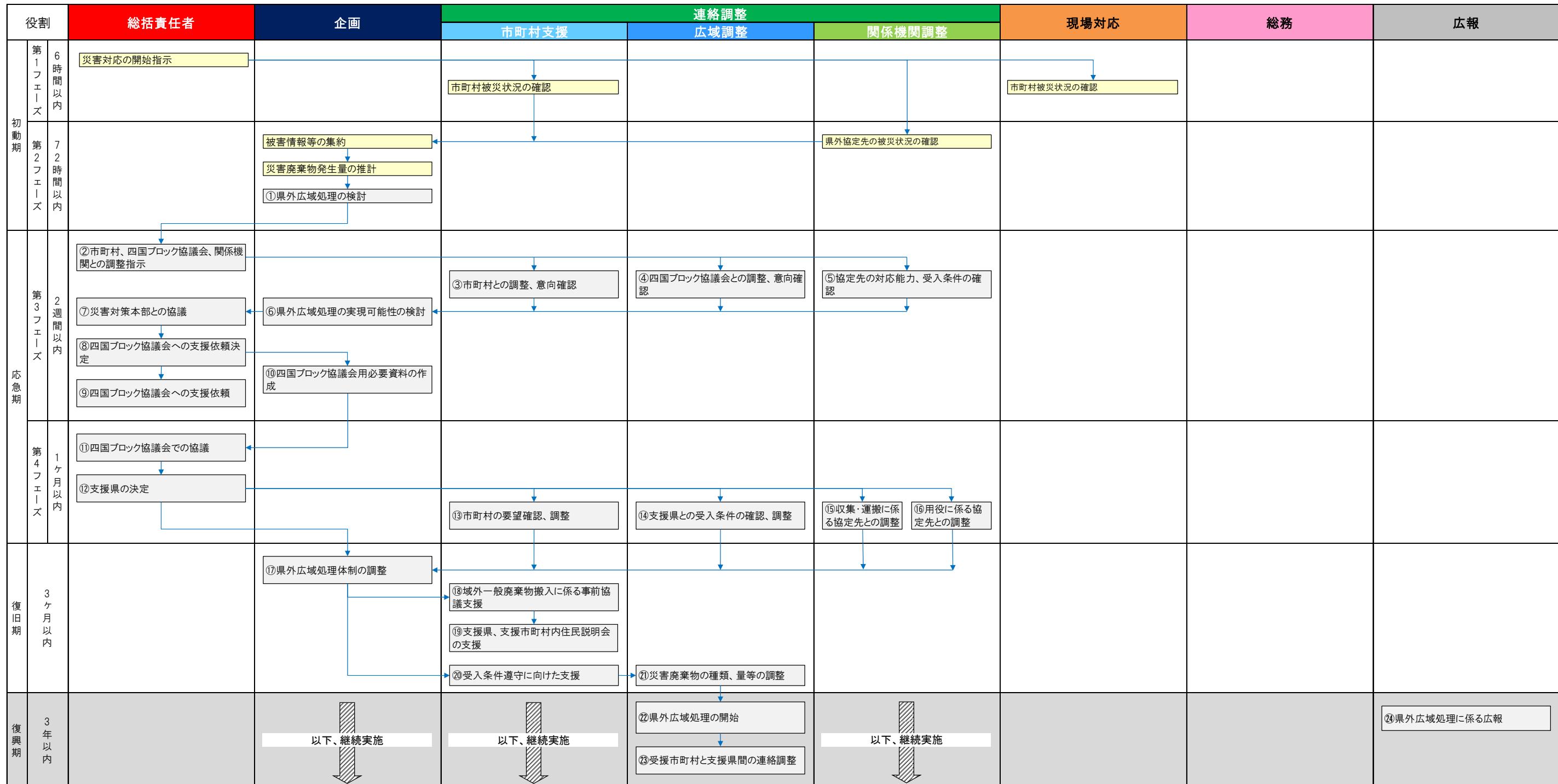
（6）県内及び県外広域処理の検討方針

発災後には、県内広域ブロック別に可燃物処理可能率と仮置場充足率や、ブロック毎の災害廃棄物の地域特性を考慮した上で以下を検討し、県内全体で最適な災害廃棄物処理を進める。

- ・ブロック内の可燃物処理可能率と仮置場充足率に余力がある場合は、他の県内広域ブロックからの可燃物の受入を検討する。
- ・ブロック内に焼却可能な産業廃棄物処理施設が存在する場合は、それらを最大限活用する。
- ・仮設焼却炉は、発災後に中国四国地方環境事務所高松事務所や他県と協議し、県内に設置可能な基数を把握したうえでブロック別の設置優先度を検討する。
- ・可燃物処理可能率が小さく、仮置場充足率が大きいブロックは、仮設焼却炉の設置を優先的に検討する。
- ・可燃物処理可能率が大きく、仮置場充足率が小さいブロックは、仮設焼却炉の設置よりも県外広域処理を優先的に検討する。
- ・可燃物処理可能率と仮置場処理可能率が小さいブロックは、仮設焼却炉の設置と県外広域処理を優先的に検討する。

III 広域処理（県外）

III-1 業務フロー



: I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

III-2 アクション一覧

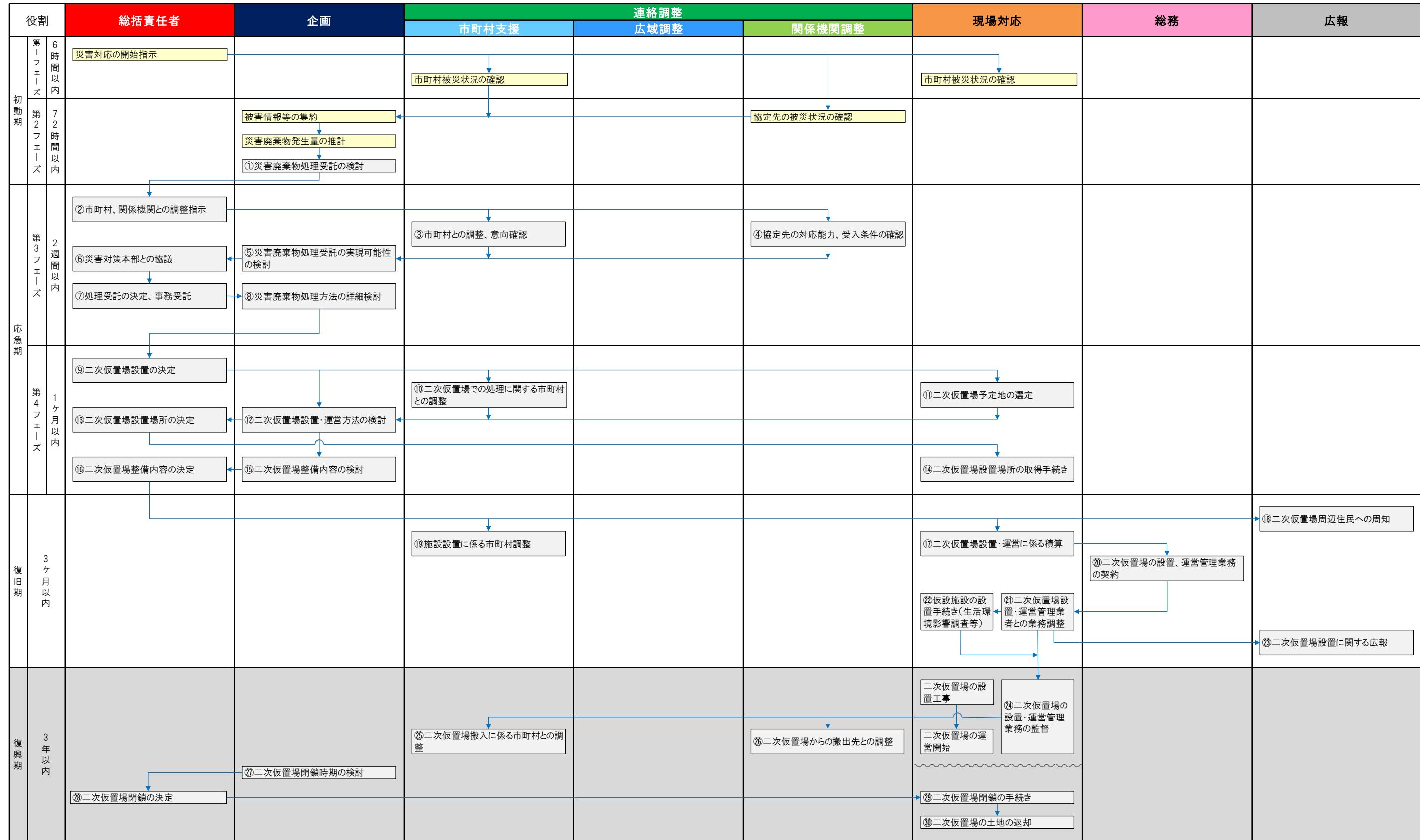
No.	役割	アクション	実施事項	内 容
①	企画	県外広域処理の検討	✓ 処理方針を決定	I -⑧により、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>県外広域処理が適切である</u> と導かれる。 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり
②	総括責任者	市町村、四国ブロック協議会、関係機関との調整指示	✓ 市町村との調整の指示 ✓ 四国ブロック協議会との調整の指示 ✓ 協定先との調整の指示	県外広域処理に關し、市町村、四国ブロック協議会、協定先等との調整、意向確認を行うことを指示する。
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	✓ 自区内処理の可否の確認 ✓ 自区外処理の意向確認	市町村に対し、自区内処理の可否、自区外処理に対する意向、自区外処理を希望する災害廃棄物の種類・量等を確認する。
④	広域調整	四国ブロック協議会との調整、意向確認	✓ 四国ブロック協議会との連絡調整 ✓ 四国ブロック協議会との調整結果を企画に報告	四国ブロック協議会に対し、県外広域処理の可否、災害廃棄物の受入に対する意向、受入可能な災害廃棄物の種類・量等を確認する。
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入条件の確認	✓ 協定内容の履行可否の確認	県外広域処理を行うために必要な収集・運搬、処理、用役調達に関する協定先の対応能力、受入条件は事前に調整しておく。 発災後は協定内容の履行が可能か確認する。 必要に応じて協定内容以外の協力を要請していく。
⑥	企画	県外広域処理の実現可能性の検討	✓ 県外広域処理の検討 ✓ 対象災害廃棄物、量の検討	市町村、四国ブロック協議会、協定先等の状況、調整結果、意向等を受けて、県外広域処理が実現可能か検討する。
⑦	総括責任者	災害対策本部との協議	✓ 災害対策本部と協議	県外広域処理に關し、災害対策本部と協議する。
⑧	総括責任者	四国ブロック協議会への支援依頼決定	✓ 県外広域処理方針の決定	災害対策本部との協議を受け、四国ブロック協議会に県外処理の支援を依頼することを決定する。
⑨	総括責任者	四国ブロック協議会への支援依頼	✓ 四国ブロック協議会へ県外広域処理の支援を依頼	四国ブロック協議会に対し、支援依頼を行う。 詳細手続きは、四国ブロック協議会の今後の検討による
⑩	企画	四国ブロック協議会用必要資料の作成	✓ 以下の項目を確認 ・被災状況 ・災害廃棄物発生推計量 ・県内施設の状況	四国ブロック協議会へ支援を依頼するために必要な資料（被災状況、災害廃棄物発生推計量、県内施設の状況等）を作成する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑪	総括責任者	四国ブロック協議会での協議	✓ 県外広域処理への協力を要請 ✓ 支援県との調整	四国ブロック協議会に対し、県外広域処理の必要性を説明し、県外広域処理への協力を要請し、支援県との調整を行う。
⑫	総括責任者	支援県の決定	✓ 支援県を決定	四国ブロック協議会において、支援県を決定する。
⑬	市町村支援	市町村の要望確認、調整	✓ 市町村の要望を確認 ✓ 県外処理を行う災害廃棄物の種類や量等を調整	市町村に対し、県外処理を行う災害廃棄物の要望を確認し、種類や量等について調整を行う。
⑭	広域調整	支援県との受入条件の確認、調整	✓ 受入について以下の項目を確認 ・災害廃棄物の量 ・災害廃棄物の性状 ・搬入時期 ・搬入方法	支援県に対し、性状や量、搬入時期、搬入方法等の詳細な災害廃棄物受入条件を確認する。 受入条件は具体的な内容が分かるもの、被災市町村が対応可能なものである必要がある。
⑮	関係機関調整	収集・運搬に係る協定先との調整	✓ 協定先と災害廃棄物の収集・運搬の実施方法を調整	災害廃棄物の収集・運搬に係る協定先に対し、県内から支援県への災害廃棄物の運搬の実施方法について調整する。 県内一次仮置場集積災害廃棄物を運搬する。
⑯	関係機関調整	用役に係る協定先との調整	✓ 用役に係る協定先とガソリン等の調達の内容の調整	収集・運搬に係る協定先から要請があった場合、県外移送に必要なガソリン等の調達について、用役に係る協定先と調整する。
⑰	企画	県外広域処理体制の調整	✓ 被災市町村の要望確認 ✓ 支援県の要望確認 ✓ 四国ブロック協議会及び支援県と調整	被災市町村及び支援県の要望、支援内容より、県外広域処理の実行方法について検討し、四国ブロック協議会及び支援県と調整する。
⑱	市町村支援	域外一般廃棄物搬入に係る事前協議支援	✓ 市町村間の事前協議の調整	廃棄物処理法施行令第4条第9項により、災害廃棄物処理を委託する市町村は、委託先の施設がある市町村に対し、必要事項を通知する必要があり、場合によっては手続き内容を条例等で規定している市町村がある。適宜県が当該手続きを支援する。(高知市一般廃棄物処理指導要綱第4条 等)
⑲	市町村支援	支援県、支援市町村内住民説明会の支援	✓ 受援内容の提示・回覧 ✓ 住民説明会の開催支援	災害廃棄物を受け入れる施設の周辺住民等に対し、施設が立地する市町村又は支援県が説明会を行う場合にその支援を行う。 支援内容については施設が立地する市町村又は支援県と協議する。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑩	市町村支援	受入条件遵守に向けた支援	✓ 受援市町村に対する品質調整方法の助言 ✓ 支援県と受入内容の調整補助	支援県が提示する受入条件を満たすために必要な対応（〇〇cm以下に破碎する、金属の混入がないよう選別する等）に対する必要設備、対応方法等の助言を行う。
⑪	広域調整	災害廃棄物の種類、量等の調整	✓ 受援市町村と支援県の調整の補助 ✓ 具体的な搬出計画の確認	受援市町村から支援県に搬出される災害廃棄物について、具体的な搬出方法（いつ、なにを、どのくらい、どうやって処理するか～等）を調整する。
⑫	広域調整	県外広域処理の開始	✓ 県内広域処理の開始	調整結果に基づき、県外広域処理を開始する。
⑬	広域調整	受援市町村と支援県間の連絡調整	✓ 県外広域処理の進捗把握 ✓ 受援市町村と支援県間の連絡調整	県外広域処理の進捗状況の把握、受援市町村と支援県間の連絡調整を行う。
⑭	広報	県外広域処理に係る広報	✓ HP等での県外広域処理進捗状況の公開	県外広域処理に関する広報を必要に応じて行う。広報は災害対策本部の方針に従う。

IV-1 災害廃棄物の処分対応（二次仮置場の設置）

IV-1-1 業務フロー



：I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しと同様

IV-1-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
①	企画	災害廃棄物処理受託の検討	✓ 処理方針を決定	I-⑧により、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>災害廃棄物の処理を県が受託することが適切である</u> と導かれる。 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり。
②	総括責任者	市町村、関係機関との調整指示	✓ 市町村との調整の指示 ✓ 連携先との調整の指示	災害廃棄物処理受託に関し、市町村、連携先等との調整、意向確認を行うことを指示する。
③	市町村支援	市町村との調整、意向確認	✓ 自区内処理の可否の確認 ✓ 処理委託の希望内容、対象量の確認 ✓ 県内広域ブロックごとの結果を企画に報告	市町村に対し、自区内処理の可否、処理委託を希望する災害廃棄物及びその量等を確認する。 市町村の処理委託の希望内容を県内広域ブロックごとに取りまとめ、企画へ報告する。
④	関係機関調整	協定先の対応能力、受入条件の確認	✓ 協定内容の履行可否の確認	災害廃棄物処理受託に必要な収集・運搬、処理、用役調達に関する連携先の対応能力、受入条件は事前に調整しておく。 発災後は協定内容の履行が可能か確認する。 必要に応じて協定内容以外の協力を要請していく。
⑤	企画	災害廃棄物処理受託の実現可能性の検討	✓ 受託する市町村の検討 ✓ 対象災害廃棄物、量の検討 ✓ 二次仮置場での処理・運営方法の検討	事務受託をする場合、対象となる災害廃棄物の種類、量、対象となる市町村、県内広域ブロックごとの二次仮置場での処理方法、二次仮置場の運営方法等について検討する。 <u>検討の結果、二次仮置場の設置が適切である</u> と導かれる。 受託の対象としては、がれき全般、特定の災害廃棄物、建築物の解体や災害廃棄物の運搬範囲等の選択肢があり得る。 受託しない場合でも、市町村への協力体制の維持・増強は必要である。
⑥	総括責任者	災害対策本部との協議	✓ 災害対策本部との協議	企画の検討結果を受け、災害廃棄物処理の受託について、災害対策本部と協議を行う。
⑦	総括責任者	処理受託の決定、事務受託	✓ 処理受託の決定 ✓ 事務受託手続きの実施	災害対策本部との協議を受け、災害廃棄物の処理について、被災市町村から事務を受託することを決定する。 事務委託を行う市町村と地方自治法第252条の14に基づく手続きを行う。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑧	企画	災害廃棄物処理方法の詳細検討	✓ 処理対象物、処理対象量、処理内容、必要面積等の検討 ✓ 仮設焼却炉の設置の検討	二次仮置場における処理対象物、処理対象量、処理内容、必要面積等を検討する。 仮設焼却炉の設置の必要についても検討する。
⑨	総括責任者	二次仮置場設置の決定	✓ 二次仮置場設置の決定	企画の検討結果を受け、二次仮置場の設置を決定する。
⑩	市町村支援	二次仮置場での処理に関する市町村との調整	✓ 県の受託内容（量、種類等）の通知 ✓ 市町村対応事項の調整	県が二次仮置場において該当市町村の災害廃棄物を処理することを通知し、受け入れる災害廃棄物、市町村が独自で対応すべき事項等を調整する。 市町村ごとの被災状況により、受託内容は異なる。 二次仮置場開設までの市町村の災害廃棄物処理対応の内容についても協議が必要である。
⑪	現場対応	二次仮置場予定地の選定	✓ 二次仮置場候補地の被災状況の確認 ✓ 二次仮置場予定地の選定	予め選定された二次仮置場候補地を原則として二次仮置場予定地を選定する。 二次仮置場候補地の状況は平常時とは異なる可能性もあるため、現地の状況の確認を行ったうえで選定する。 二次仮置場候補地は市町村が主体で検討したものと県内広域ブロックごとに予め検討する。
⑫	企画	二次仮置場設置・運営方法の検討	✓ 二次仮置場設置・運営方法の検討	市町村の状況、二次仮置場予定地の場所等から、発注方法、監理方法、課題等について検討する。
⑬	総括責任者	二次仮置場設置場所の決定	✓ 二次仮置場設置場所の決定	選定された二次仮置場候補地から、二次仮置場の設置場所を決定する。
⑭	現場担当	二次仮置場設置場所の取得手続き	✓ 土地所有者の確認 ✓ 借地の条件の確認 ✓ 法規制の確認 ✓ その他必要手続きの確認 ✓ 必要手続きの実施	公有地の場合は所管部署に対し、必要な手続き、借地の条件を確認する。 民有地の場合は土地所有者と借地条件等の契約交渉を行う。 法規制がある土地の場合は規制解除の手続きを開始する。 市町村の仮置場候補地の協議先、法規制状況等を予め把握しておく。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑯	企画	二次仮置場整備内容の検討	✓ 二次仮置場設置設備内容の検討	<p>⑧で決定した処理方法、⑫で決定した発注方式等を踏まえ、県内広域ブロックごとに二次仮置場における設備整備内容を検討する。</p> <p>整備する設備は市町村や民間施設、広域処理のみでは不足する機能を補完するものであるとともに、二次仮置場設置場所に設置可能な機能とする。</p> <p>決定した整備内容を実現するための詳細な仕様を検討する。</p> <p>積算に耐える内容が必要となる。</p> <p>コンサルタント等の活用も検討する。</p> <p>必要に応じ、ブロックごとの災害廃棄物処理実行計画を作成。</p>
⑰	総括責任者	二次仮置場整備内容の決定	✓ 二次仮置場整備内容の決定	⑯の企画の検討結果を受け、二次仮置場整備内容を決定する。
⑱	現場対応	二次仮置場設置・運営に係る積算	✓ 詳細仕様の確認 ✓ 民間事業者からの見積 ✓ 稽古 ✓ 県土木部署への相談	<p>⑯の企画の検討した詳細仕様に基づき積算を行う。仕様が不明な場合は仕様を検討し、適宜企画と協議し決定する。</p> <p>環境保全対策、環境モニタリング、閉鎖手続きを仕様内容に含める。</p> <p>必要に応じ、民間事業者から見積を徴収する。</p> <p>コンサルタントの活用、県土木部署へ相談する。</p> <p>必要に応じ、ブロック別に現場対応の担当者を配置する。</p>
⑲	広報	二次仮置場周辺住民への周知	✓ 整備内容の明確化 ✓ 整備計画回覧 ✓ 住民説明会の開催 ✓ HP での整備計画の公開	<p>二次仮置場周辺住民に対し、二次仮置場の整備内容を説明する。</p> <p>事業スケジュール、環境対策、安全対策等を明確にする。</p> <p>住民説明会の実施、HP での計画公開、回覧等の方法で周知を行う。</p>
⑳	市町村支援	施設設置に係る市町村調整	✓ 事前協議の調整	域外搬入に関する事前協議等の手続き等の調整を行う。
㉑	総務	二次仮置場の設置、運営管理業務の契約	✓ 発注方法を以下から決定 · 一般競争入札 · 制限付一般競争入札 · 指名競争入札 · 見積合わせ · 隨意契約 · 総合評価型一般競争入札 · プロポーザル方式 ✓ 発注手続き ✓ 契約手続き	<p>二次仮置場の設置、運営管理業務の発注、契約手続きを行う。</p> <p>落札者の決定方法としては、一般競争入札、制限付一般競争入札、指名競争入札、見積合わせ、随意契約、総合評価型一般競争入札、プロポーザル方式がある。</p>

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
㉑	現場対応	二次仮置場設置・運営管理業者との業務調整	✓ 業務履行に関する協議	受注者と業務履行に関する協議を行う。
㉒	現場対応	仮設施設の設置手続き（生活環境影響調査等）	✓ 生活環境影響調査 ✓ 一般廃棄物処理施設設置届 ✓ 都市計画決定 ✓ その他設置手続き	廃棄物処理施設の設置に必要な手続きを行う。二次仮置場設置・運営業務受注者の整備内容に応じた生活環境影響調査、一般廃棄物処理施設設置届、都市計画決定、その他設置手続き等を行う。 通常の手続きではないので、手続きの簡素化の措置も必要となる。 設置場所の法規制については平常時に確認しておく。
㉓	広報	二次仮置場設置に関する広報	✓ 二次仮置場設置に関する広報	受注者の整備内容、運営内容を広報する。広報は災害対策本部の方針に従う。
㉔	現場対応	二次仮置場の設置・運営管理業務の監督	✓ 整備工事の監督 ✓ 運営管理業務の監督	受注者が行う、整備工事、運営管理業務に関する監督を行う。 整備工事及び運営管理業務が仕様書（あるいは提案書、協議内容）と整合しているか確認し、必要に応じて改善させる。 また、二次仮置場の搬入・搬出計画について市町村支援、関係機関調整と調整する。 工事・業務の監督については必要に応じコンサルタント等に発注する。
㉕	市町村支援	二次仮置場搬入に係る市町村との調整	✓ 二次仮置場への搬入計画の確認 ✓ 市町村との調整	二次仮置場への搬入計画（搬入時期、搬入量、搬入ルール等）について現場対応からの計画に基づき、市町村と調整する。また、市町村の要望についても適宜現場対応と調整する。
㉖	関係機関調整	二次仮置場からの搬出先との調整	✓ 二次仮置場からの搬出計画の確認 ✓ 搬出先との調整	二次仮置場からの搬出計画について、現場対応からの計画に基づき、二次仮置場からの搬出先と調整する。
㉗	企画	二次仮置場閉鎖時期の検討	✓ 処理状況の確認 ✓ 閉鎖時期の検討	災害廃棄物処理の進捗状況、二次仮置場の状況を確認する。 県全体の処理が早期に完了するよう閉鎖する二次仮置場の順序、時期を検討する。
㉘	総括責任者	二次仮置場閉鎖の決定	✓ 二次仮置場閉鎖の決定	二次仮置場の閉鎖を決定する。
㉙	現場対応	二次仮置場閉鎖の手続き	✓ 仮設物の撤去 ✓ 土壌汚染調査 ✓ 整地（原状復帰） ✓ 必要な対策の実施	仮設物の撤去、土壌汚染調査（必要に応じて）、必要な対策の実施、整地（原状復帰）等の対応を実施する。 二次仮置場の設置・運営業務に含めておく。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑩	現場対応	二次仮置場の土地の返却	✓ 土地所有者と現状確認 ✓ 二次仮置場の土地の返却	土地所有者の立ち合いのもと、現状を確認し、二次仮置場の土地を返却する。

(参考)

地方自治法第 252 条の 14

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

IV-2 災害廃棄物の処分対応（処理受託）

IV-2-1 業務フロー



IV-2-2 アクション一覧

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
①	広報	アスベスト、危険物等に関する広報	✓ アスベストに関する広報 ✓ 危険物に関する広報 ✓ その他必要な広報	市町村、土木部署等に関し、アスベスト、危険物等の情報を提供し、住民への周知、現場対応者の保護具着用を促す。
②	企画	災害廃棄物処理受託の検討	✓ 処理方針を決定	I-⑧により、高知県災害廃棄物処理方針(案)を検討した結果、 <u>災害廃棄物の処理を県が受託することが適切である</u> と導かれる。 市町村への意向確認前に、事務委託の要請が届く可能性あり。
③	総括責任者	市町村、関係機関との調整指示	✓ 市町村との調整の指示 ✓ 連携先との調整の指示	災害廃棄物処理受託に関し、市町村、連携先等との調整、意向確認を行うことを指示する。
④	市町村支援	市町村との調整、意向確認	✓ 自区内処理の可否の確認 ✓ 処理委託の希望内容、対象量の確認 ✓ 県内広域ブロックごとの結果を企画に報告	市町村に対し、自区内処理の可否、処理委託を希望する災害廃棄物及びその量等を確認する。 市町村の処理委託の希望内容を県内広域ブロックごとに取りまとめ、企画へ報告する。
⑤	関係機関調整	協定先の対応能力、受入条件の確認	✓ 協定内容の履行可否の確認	災害廃棄物処理受託に必要な収集・運搬、処理、用役調達に関する連携先の対応能力、受入条件は事前に調整しておく。 発災後は協定内容の履行が可能か確認する。 必要に応じて協定内容以外の協力を要請していく。
⑥	企画	災害廃棄物処理受託の実現可能性の検討	✓ 受託する市町村の検討 ✓ 対象災害廃棄物、量の検討 ✓ 対象災害廃棄物の処理方法の検討	事務受託をする場合、対象となる災害廃棄物の種類、量、対象となる市町村、対象となる災害廃棄物の処理方法等について検討する。 検討の結果、 <u>処理困難物の処理受託が適切である</u> と導かれる。 受託しない場合でも、市町村への協力体制の維持・増強は必要である。
⑦	総括責任者	災害対策本部との協議	✓ 災害対策本部との協議	企画の検討結果を受け、処理困難物処理の受託について、災害対策本部と協議を行う。
⑧	総括責任者	処理受託の決定、事務受託	✓ 処理受託の決定 ✓ 事務受託手続きの実施	災害対策本部との協議を受け、処理困難物の処理について、被災市町村から事務を受託することを決定する。 事務委託を行う市町村と地方自治法第252条の14に基づく手続きを行う。

No.	役割	アクション	実施事項	内 容
⑨	企画	災害廃棄物処理方法の検討	✓ 処理困難物の処理方法の検討 ✓ 処理困難物の種類を特定	処理困難物の処理方法を検討する。 被害が明らかになるにつれ対象物が増加する場合があるので、その都度検討する。
⑩	総括責任者	処理困難物の処理受託の決定	✓ 処理困難物の処理受託の決定	企画の検討結果を受け、処理困難物の処理受託を決定する。
⑪	市町村支援	処理困難物の収集・運搬に関する市町村との調整	✓ 県の受託内容(量、種類、集積所等)の通知 ✓ 市町村対応事項の調整	県が当該市町村の処理困難物を処理することを通知し、処理を行う処理困難物の種類、量、集積場所等を明確にし、市町村と独自の対応事項と調整する。
⑫	関係機関調整	処理困難物に関する協定先等との調整	✓ 処理困難物に関する協定先等との調整 ✓ 市町村支援と調整	処理困難物の収集・運搬、処理が可能な協定先や協力先に対し、受入可能条件等を詳細に確認し、市町村支援と調整する。
⑬	現場対応	処理困難物に関する積算	✓ 詳細仕様の確認 ✓ 民間事業者からの見積徴収	処理困難物の収集・運搬、処理に関する積算を行う。 必要に応じ、民間事業者から見積を徴収する。
⑭	広報	処理困難物に関する広報	✓ 処理困難物に関する広報	処理困難物の対応について、必要に応じて広報する。広報は災害対策本部の方針に従う。
⑮	総務	処理困難物に関する業務委託契約	✓ 処理可能な業者と調整 ✓ 発注手続き ✓ 契約手続き	処理困難物の収集・運搬、処理に関する契約を行う。 処理困難物の種類によっては、対応可能な業者が限られるため、随意契約、一者入札も考慮する。
⑯	現場対応	処理困難物に関する受注者との業務調整	✓ 業務履行に関する協議	処理困難物の収集・運搬、処理に関する業務を受注した業者と業務履行に関する詳細な打合せを行う。
⑰	現場対応	処理困難物の引取、処理	✓ 処理困難物の引取、処理	市町村の集積場所から処理困難物を収集・運搬し、処理を行う。

V 関係機関との連絡調整、市町村支援

V-1 関係機関との連絡調整、市町村支援の概要

発災後、県は被災市町村が必要とする情報を提供し、必要な支援を確保するため各種関係機関との仲介・調整を行う。特に市町村、県内広域ブロックを超えた連携が必要とされる場合は被災市町村の被害状況に応じて支援内容、支援主体を割振り、被災市町村と支援市町村・支援関係団体が速やかに災害廃棄物処理を実行できるよう支援していく。

表 3 関係機関との連絡調整、市町村支援項目

項目	内 容
市町村の被害状況等を把握、必要な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から被害状況に関する情報を得る。 被害状況を集約し中国四国地方環境事務所高松事務所へ報告する。 国等から発信された情報を市町村に提供する。 市町村からの質問、対応が不明な内容等に関し、中国四国地方環境事務所高松事務所へ問合せを行う。 図 5 参照
他部署、中国四国地方環境事務所高松事務所、連携先等の民間事業者等の関係機関との連絡・支援調整	<ul style="list-style-type: none"> 連携先、被災の少ない市町村等へ連絡を取り、支援可能な内容を把握する。 被災市町村から必要な支援内容を把握する。 支援主体、支援内容に関する割振り・調整を行う。 支援必要内容により府内他部署への協力を要請する。 市町村からの要望に対し、県独自で対応できない場合は中国四国地方環境事務所高松事務所等に対し必要な要請を行う。 図 6 参照
市町村への人材派遣調整	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の災害廃棄物担当部署の人員が不足する場合、支援市町村、連携先、府内職員等の市町村への派遣を調整する。

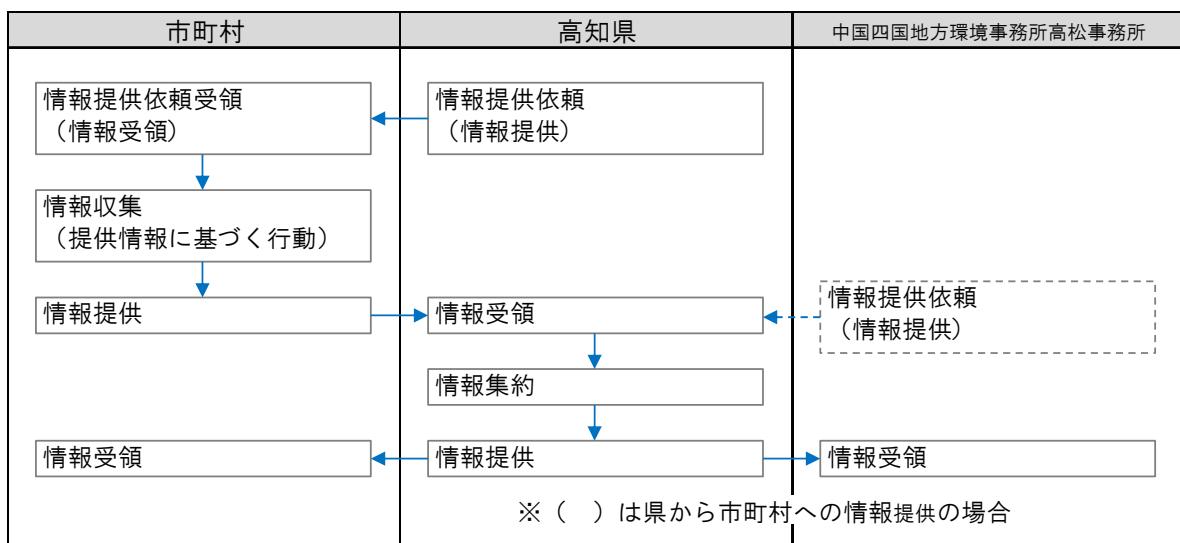
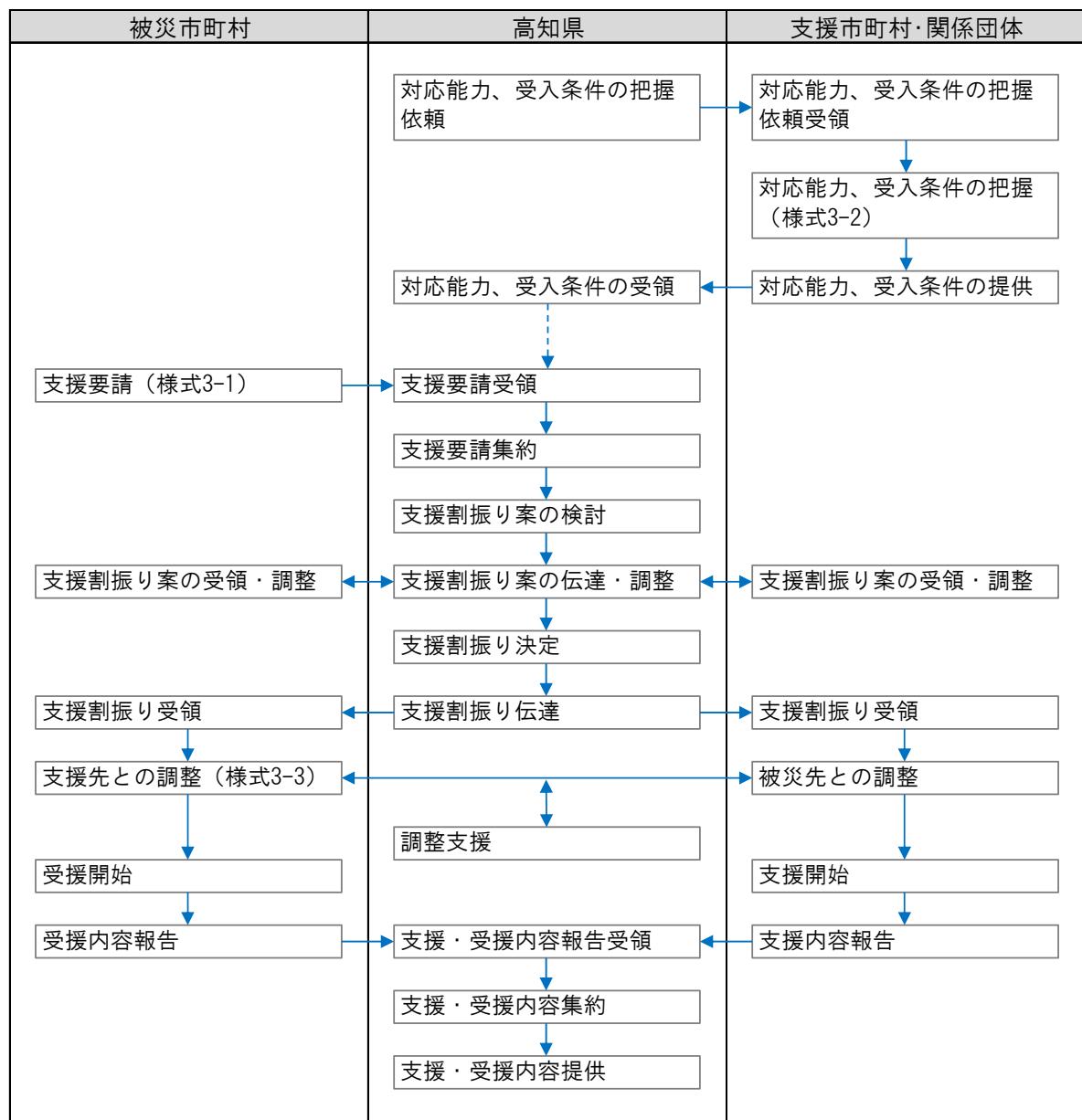


図 5 情報収集（情報提供）フロー



※様式は「V-2 災害時の支援受入に係る実施要領 V-2-3 添付様式」参照

図 6 支援調整フロー

V-2 災害時の支援受入に係る実施要領

V-2-1 連携先

- ①一般社団法人高知県産業廃棄物協会
- ②一般社団法人高知県リサイクル協会
- ③高知県し尿収集運搬支援連合会
- ④一般社団法人高知県トラック協会
- ⑤一般社団法人高知県建設業協会

※新たに協定が締結される場合や協定が更新される場合等には、連携先、記載項目及び添付様式の更新を適宜行う。

V-2-2 実施要領

連携先	①一般社団法人高知県産業廃棄物協会（産廃協会）
締結協定名	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書 (平成 20 年 11 月 4 日)
目的	本要領は、発災時に円滑に災害廃棄物の撤去・・災害廃棄物の収集・運搬・・災害廃棄物の処分が行えるように標準的な体制や活動の内容・手順等を定める。
支援の基本方針	県内において南海トラフ地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、高知県は産廃協会に対して被災市町村への支援活動を要請する。産廃協会は協定に基づき、支援が可能な協会会員を確保して被災市町村を支援する。
具体的な支援内容	・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分 ・その他必要な事業
連絡先	<p>■産廃協会事務局 住所：高知県高知市本町 2-2-29 畑山ビル 6 階 ◆協会会員 Tel : 088-872-5056 Fax : 088-872-5055 e-mail : kosanpai@alpha.ocn.ne.jp (様式 2-1 に産廃協会会員企業一覧を記載)</p> <p>●高知県 高知県林業振興・環境部 環境対策課 Tel : 088-821-4522 Fax : 088-821-4520 e-mail : 030801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>▲被災市町村 (様式 1 に各市町村の災害廃棄物対応部局一覧を記載)</p>
連絡体系	<p>①被災市町村→県: 様式 3-1 により産廃協会との取次ぎを依頼 ②県→協会事務局: 市町村への支援を要請 ③協会事務局→協会会員: 市町村への支援を要請 ④協会会員→協会事務局: 様式 3-2 により協会会員による支援の可否を回答 ⑤協会事務局→県: 協会会員による支援の可否を回答 ⑥県→被災市町村: 協会会員による支援の可否を回答 ⑦被災市町村→協会会員: 様式 3-3 により具体的な支援を要請 ⑧協会会員→市町村: 具体的な支援を開始、完了後は様式 3-4 により完了報告 ⑨協会会員→協会事務局: 完了報告 ⑩協会事務局→県: 様式 3-5 により完了報告</p> <p>※突発的な事態に対応できる複数の連絡ルート、連絡方法を確保</p>
発生前後に共有すべき情報	<p>【発災前】 協会会員の住所・連絡先、許可業種、所有資機材、その他（ ）</p> <p>【発災後】 支援を要請する被災市町村名、支援の要請内容、被災状況、不足する資機材、被災市町村内の協会会員の有無、協会会員の被災状況</p>
実施の報告	災害廃棄物処理等の支援が終了したときは、以下の内容を様式 3-5 に記載し高知県に報告する。 ・支援した市町村名、支援の実施内容、その他必要な事項
費用の負担	産廃協会が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担は、原則として被災市町村が負担する。その額等は災害発生直前における適正価格を基準とする。
要領の見直し	随時、記載内容や添付様式の見直しを行う（最終確認日を記載）。

V-2-3 添付様式

表 4 様式一覧

様式 No.	内 容
様式 1	市町村の災害廃棄物対応部局の連絡先リスト
様式 2	連携先協会会員リスト
様式 3-1	被災市町村から県への支援要請書
様式 3-2	協会会員から協会事務局への支援回答書
様式 3-3	被災市町村から協会会員への支援要請書
様式 3-4	協会会員から被災市町村への支援実施報告書
様式 3-5	協会事務局から県への支援実施報告書
様式 4	共通様式

【様式 1】

市町村の災害廃棄物対応部局の連絡先リスト

平成29年4月現在

市町村名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
高知市	環境政策課	780-8571	高知市本町5丁目1-45	088-823-9209	088-823-9553
室戸市	市民課	781-7185	室戸市浮津25-1	0887-22-5126	0887-22-1120
安芸市	環境課	784-8501	安芸市矢ノ丸1丁目4-40	0887-35-1023	0887-35-1026
南国市	環境課	783-8501	南国市大塙甲2301	088-880-6557	088-863-1167
土佐市	北原クリーンセンター	781-1111	土佐市北地2290	088-852-7610	088-852-1970
須崎市	環境保全課	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-42-5891	0889-42-5391
宿毛市	環境課	788-0038	宿毛市二ノ宮3845-1	0880-63-1697	0880-63-2151
土佐清水市	環境課	787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880-82-1214	0880-82-3535
四万十市	環境生活課	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-6126	0880-34-7466
香南市	環境対策課	781-5292	香南市野市町西野2706	0887-57-8508	0887-56-0576
香美市	環境上下水道課	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-1063	0887-53-5958
東洋町	住民課	781-7414	安芸郡東洋町生見758-3	0887-29-3394	0887-29-3813
奈半利町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-4012	0887-38-7788
田野町	保健福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887-38-2812	0887-38-2044
安田町	町民生活課	781-6421	安芸郡安田町安田1850	0887-38-6712	0887-38-6780
北川村	住民課	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887-32-1214	0887-32-1234
馬路村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村馬路443番地	0887-44-2112	0887-44-2779
芸西村	健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112	0887-33-4035
本山町	住民生活課	781-3692	長岡郡本山町本山504	0887-76-2113	0887-70-1102
大豊町	住民課	789-0392	長岡郡大豊町高須231	0887-72-0450	0887-72-0474
土佐町	健康福祉課	781-3492	土佐郡土佐町土居206	0887-82-0442	0887-70-1312
大川村	総務課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211	0887-84-2328
いの町	環境課	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088-893-1160	088-893-0177
仁淀川町	町民課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎124	0889-35-1088	0889-20-2116
中土佐町	町民環境課	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889-52-2213	0889-52-2013
佐川町	町民課	789-1292	高岡郡佐川町甲1650-2	0889-22-7706	0889-22-4950
越知町	環境水道課	781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889-26-1114	0889-26-0600
梼原町	環境整備課	785-0695	高岡郡梼原町梼原1444-1	0889-65-1251	0889-40-2010
日高村	産業環境課	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889-24-4647	0889-20-1525
津野町	産業課	785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889-55-2021	0889-55-2022
四万十町	環境水道課	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880-22-3119	0880-22-5040
大月町	建設環境課	788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880-73-1114	0880-73-1577
三原村	住民課	787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880-46-2111	0880-46-2114
黒潮町	住民課	789-1992	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880-43-2800	0880-43-2788

平成29年4月現在

組合名	住所	電話番号 (FAX番号)	設立年月日	構成市町村名	区分	備考
芸東衛生組合	〒781-7220 室戸市佐喜浜町3370-1	0887-27-3101 (0887-27-3762)	S47.3.10	室戸市、東洋町	ごみ し尿	佐喜浜サイクルセントラーホーム 室戸市室津2257
中芸広域連合	781-6425 安芸郡安田町東島2017	0887-38-4077 (0887-32-1091)	H10.7.1	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	ごみ し尿	相間衛生センター 安芸郡東洋町野根丙2695
安芸広域市町村圏事務組合	〒784-0045 安芸市伊尾木4034-1	0887-32-0322 (0887-32-0323)	H2.7.1	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	ごみ し尿	リサイクルセントラーホーム 安芸郡北川村大字長山3-15
香南香美衛生組合	〒781-5231 香南市野市町深瀬808	0887-56-0141 (0887-56-0192)	S37.7.11	香南市、香美市	し尿	安芸広域マルトセントラーホーム 安芸郡田野町204-7
香南清掃組合	〒783-0023 南国市廿枝1455	088-863-1177 (088-863-3861)	S45.6.27	南国市、香南市、香美市	ごみ	まほろばクリーンセンター 事務局に同じ
嶺北広域行政事務組合	〒781-3601 長岡郡本山町本山995	0887-76-3177 (0887-76-3819)	S54.4.1	本山村、大豊町、土佐町、大川村	ごみ し尿	清掃センター 長岡郡本山村木能津1691
仁淀川下流衛生事務組合	〒781-1101 土佐市高岡町甲1460-1	088-852-0783 (088-852-0797)	S39.3.2	土佐市、いの町、日高村	し尿	衛生センター 事務局に同じ
高知中央西部焼却処理事務組合	〒781-1111 土佐市北地2290	088-852-7610 (088-852-1970)	H13.2.13	土佐市、いの町、日高村	ごみ	北原クリーンセンター 事務局に同じ
高吉北広域町村事務組合	〒781-1301 高岡郡越知町越知町2129-7	0889-26-2121 (0889-26-3660)	S39.1.23	佐川町、越知町、仁淀川町	ごみ し尿	清掃センター 高岡郡越知町越知町41
高幡東部清掃組合	〒789-1301	0889-52-3538	S46.11.16	須崎市、中土佐町、津野町(旧葉山村)	ごみ し尿	ごみ固化形燃料化施設 高岡郡佐川町丙2827
津野山広域事務組合	高岡郡中土佐町久礼5966	(0889-52-3612)		須崎市、中土佐町、津野町	し尿	汚泥再生処理センター 高岡郡中土佐町丙2827
幡多中央環境施設組合	〒785-0695 高岡郡精原町精原1444-1	0889-65-1251 (0889-65-0221)	S46.11.10	精原町、津野町(旧東津野村)	ごみ	クリーンセンター四万十 津野町北川字桐崎1735
幡多広域市町村圏事務組合	〒787-0151 四万十市竹島2932-3	0880-33-1504 (0880-33-1509)	S46.8.11	四万十市、黒潮町	ごみ し尿	幡多中央環境センター 幡多広域市町村圏事務組合
幡多西部消防組合	〒788-0052 宿毛市和田1412番地1	0880-63-3111 (0880-63-3396)	H10.4.1	四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村	ごみ し尿	幡多クリーンセンター 幡多西部消防組合
						宿毛市和田1543-1 (0880-63-5123)

【表式】

連携先協会会員リスト

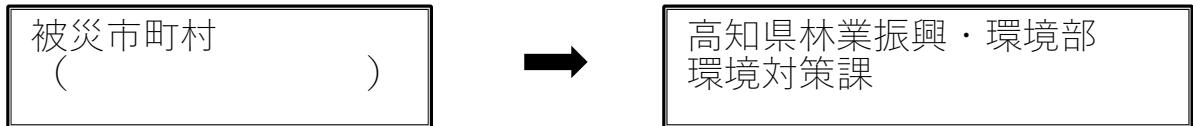
協会名-一般社団法人高知県産業廃棄物協会							事業所所在地				災害係棄物処理に関する担当者			
事業所所在地 県内広域 市町村名 ブロック名	処理種別 がれき 類	許可品目 がれき 類	会員企業名 コンガ ら等	所有資機材 車両等	その他	事務所所在地 住所	電話番号	FAX	住所	電話番号	FAX	役職 氏名	メールアドレス	
安芸広域 ○○市	破碎	○ ○	1 ○○株式会社 0.7m ³ バックホウ:3台	10tダンプ:5台 移動式破碎機:1台	その他 高知県○○市○○	088-×××× 088-××××	088-×××× 088-××××	高知県●●市●●	088-×××× 088-××××	088-×××× 088-××××	係長 ○○ ○○	××@××.co.jp		
中央東部	焼却			2										
中央中部	最終処分		3											
中央西部														
高幡広域														
幡多広域														

平成〇年〇月〇日時点

【様式 2】

【様式 3-1】

被災市町村から県への支援要請書



平成 年 月 日に発生した災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る支援について、協定締結団体への取次ぎを以下のとおり県に要請します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分
発信者	市町村名
	部局名
	担当者氏名
	電話番号
	FAX
	メールアドレス
支援希望先	
	(記載例) 一般社団法人高知県産業廃棄物協会
支援要請内容	締結協定名
	(記載例) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書
具体的な支援要請の内容	(記載例) 災害廃棄物の収集運搬や処理全般、必要な資機材の提供
支援希望期間	(記載例) 平成〇年〇月〇日から処理が完了するまで
費用の負担	(記載例) 協定内容に基づき平時の単価

【様式 3-2】

協会会員から協会事務局への支援回答書



平成 年 月 日に、高知県を通じて（ 市町村）から依頼のあつた、災害廃棄物処理等の支援について、以下のとおり回答します。

発信日時		平成 年 月 日 時 分
発信者	所属協会名	
	企業名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
可否	支援可能	支援不可
支援可能内容	支援市町村	
	締結協定名	(記載例) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書
	具体的な支援可能内容	(記載例) 災害廃棄物の収集運搬・処理の実施、重機・移動式破碎機の提供
	支援可能期間	(記載例) 平成〇年〇月〇日から処理が完了するまで
	費用の負担	(記載例) 協定内容に基づき平時の単価

【様式 3-3】

被災市町村から協会会員への支援要請書

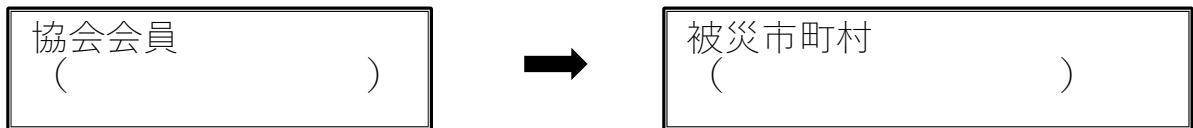


平成 年 月 日に高知県を通じて依頼し、平成 年 月に回答のあつた災害廃棄物処理等の支援について、支援要請の内容は以下のとおりです。

発信日時		平成 年 月 日 時 分
発信者	市町村名	
	部局名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
支援要請先	所属協会名	
	企業名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
支援要請内容	締結協定名	(記載例) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書
	具体的な支援要請内容	(記載例) 被災現場から〇〇地区に設置予定の一次仮置場への災害廃棄物の収集・運搬、一次仮置場の運営管理、一次仮置場から二次仮置場・処理先への災害廃棄物の運搬、所有する処理施設での災害廃棄物の処理、重機・移動式破碎機等の災害廃棄物処理に必要な資機材の提供
	支援実施期間	(記載例) 平成〇年〇月〇日から処理が完了するまで
費用の負担	(記載例) 協定内容に基づき平時の単価	

【様式 3-4】

協会会員から被災市町村への支援実施報告書

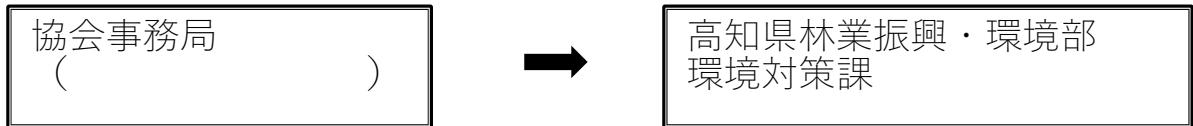


平成 年 月 日に高知県及び協会事務局を通じて依頼された、
 (市町村) 災害廃棄物処理等の支援について、以下のとおり支援を実施
 しましたので報告します。

発信日時		平成 年 月 日 時 分
発信者	所属協会名	
	企業名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
支援市町村	市町村名	
	部局名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
支援実施内容	締結協定名	(記載例) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書
	具体的な支援実施内容	(記載例) 被災現場から〇〇地区に設置した一次仮置場への災害廃棄物の収集・運搬、一次仮置場の運営管理、一次仮置場から二次仮置場・処理先への災害廃棄物の運搬、所有する処理施設での災害廃棄物の処理、重機・移動式破碎機等の災害廃棄物処理に必要な資機材の提供
	支援実施期間	(記載例) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
	費用の負担	(記載例) 協定内容に基づき平時の単価

【様式 3-5】

協会事務局から県への支援実施報告書

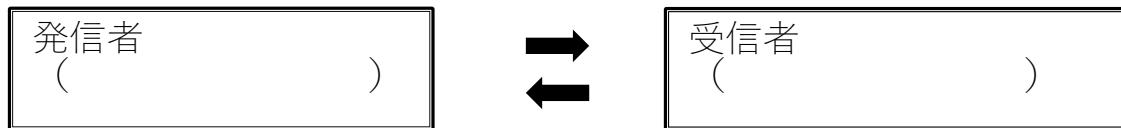


平成 年 月 日に高知県を通じて依頼された (市町村) の災害廃棄物処理等の支援について、以下のとおり協会会員による支援を実施しましたので報告します。

発信日時		平成 年 月 日 時 分
会 信 事 務 者 局 (協)	所属協会名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
支 援 市 町 村	市町村名	
	部局名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
支 援 実 施 企 業 (協 会 会 員 企 業)	所属協会名	
	企業名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
支 援 実 施 内 容	締結協定名 <small>(記載例) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書</small>	
	具体的な支援実施内容 <small>(記載例) 被災現場から〇〇地区に設置した一次仮置場への災害廃棄物の収集・運搬、一次仮置場の運営管理、一次仮置場から二次仮置場・処理先への災害廃棄物の運搬、所有する処理施設での災害廃棄物の処理、重機・移動式破碎機等の災害廃棄物処理に必要な資機材の提供</small>	
	支援実施期間 <small>(記載例) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで</small>	
	費用の負担 <small>(記載例) 協定内容に基づき平時の単価</small>	

【様式 4】

共通様式



発信日時		平成 年 月 日 時 分
発 信 者	所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
受 信 者	所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	
発 信 内 容		
回答日時		平成 年 月 日 時 分
受 信 者 か ら の 回 答		